

第1 総則

2. 用語の定義

この指針において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

- (1) 労働者民間企業等において現に使用される者で、賃金、給料等を支払われる者をいう。
- (2) 労働者の個人情報(以下「個人情報」という。)労働者個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(その情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。)をいう。
- (3) 個人情報の処理個人情報の収集、保管その他すべての使用をいう。
- (4) 同意労働者が、個人情報の処理に関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の処理について承諾する意思表示を行うことをいう。

第1の2は、この指針において使用する基本的用語を定めるものである。

職業紹介事業の対象者等の求職者等については、平成11年7月の職業安定法等の法改正において、個人情報の保護に関する法制度が整備されたこと等を踏まえ、この指針では、「労働者」とは現に雇用されている労働者、いわゆる労働基準法の適用対象となる労働者を対象とすることとした。

したがって、この指針では、退職者等の過去において労働者であった者、あるいは家内労働者のような雇用関係にはないがそれに類似の関係の下で就業する者等に関する個人情報については、直接の対象とならないが、その保護を促進すべきことは現役の労働者の場合と同様であり、これらの者に関する個人情報の保護についてもこの指針の該当箇所を参考としつつ必要な取組みが推進されていくことが必要である。

また、派遣労働者については、第一義的には、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(いわゆる労働者派遣法)に基づき、個人情報の保護が図られるものであるが、派遣先の企業等においても、この指針を参考に、個人情報保護の取組みを一層推進することが望まれる。

「労働者の個人情報」とは、「労働者の個人情報保護に関する研究会報告書」(平成10年6月)の用語の解説(1)の<1>から<9>までに掲げられている類型に示されているような、企業等が労働者について人事、労務管理上収集、保管、利用等する個人情報を意味し、その限りにおいて労働者個人に関するすべての情報が対象となる。

< 参考 >

「労働者の個人情報保護に関する研究会報告書」(平成10年6月)用語の解説
(抜粋)

(1)個人情報

(略)労働者の個人情報について類型化すると次のようになる。

- < 1 > 基本情報(住所、電話番号、年齢、性別、出身地、人種、国籍など)
- < 2 > 賃金関係情報(年間給与額、月間給与額、賞与、賃金形態、諸手当など)
- < 3 > 資産・債務情報(家計、債権、債務、不動産評価額、賃金外収入など)
- < 4 > 家族・親族情報(家族構成、同・別居、扶養関係、家族の職業・学歴、家族の収入、家族の健康状態、結婚の有無、親族の状況など)
- < 5 > 思想・信条情報(支持政党、政治的見解、宗教、各種イデオロギー、思想的傾向など)
- < 6 > 身体・健康情報(健康状態、病歴、心身の障害、運動能力、身体測定記録、医療記録、メンタルヘルスなど)
- < 7 > 人事情報(人事考課、学歴、資格・免許、処分歴など)
- < 8 > 私生活情報(趣味・嗜好・特技、交際・交友関係、就業外活動、住宅事情など)
- < 9 > 労働組合関係情報(所属労働組合、労働組合活動歴など)

「特定の個人を識別」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号(電話番号、金融機関の口座番号、被保険者証番号等)により、その個人が特定の誰であるかが識別できることをいい、その情報だけでは識別できなくとも、他の情報と組み合わせることによって個人を識別できるものも含まれる。したがって、労働者に関する情報であっても、例えば統計調査の用に供される場合のように、個人が識別、特定できないよう加工されたものはこの指針でいう個人情報には当たらない。

「個人情報の処理」とは、この指針においては個人情報の取扱いに関するすべての行為をいうこととする。「収集」とは、個人情報を入手、作成する行為をいい、「保管」とは、収集した個人情報を保存、蓄積し、管理する行為をいうこととする。また、「使用」は、大きくは「利用」と「提供」とに分けられるが、「利用」とは、個人情報を収集した者が自らこれを用いる行為を、「提供」とは、収集した者以外の第三者の用に供するためこれを移転、伝達する行為をいうこととする。

なお、平成12年10月、政府の「情報通信技術(IT)戦略本部」の下に設けられた「個人情報保護法制化専門委員会」において取りまとめられた「個人情報保護基本法制に関する大綱」においては、この指針における「処理」に相当するものとして「取扱い」という表現が用いられ、「処理」については「取扱い」の一部の行為を表す概念として用いられるとともに、「収集」に相当するものとして「取得」という表現が用い

られている。この指針においても大綱の表現に揃えることを検討したが、当面、これまでの国内外の個人情報の保護に関する勧告、指針等の用例にならい、(2)のように定義することとした。各企業等において具体的に個人情報保護に関する規程を整備するに当たっては、大綱の表現に置き換えることも含めできる限りわかりやすい表現が検討されることが必要である。

「同意」については、本人が個人情報の収集等の処理の内容について「同意」していることは、本人が直接これに関わることを意味し、個人情報の保護を図る上で重要な要素であるので、定義をおくこととした。

「処理に関する情報を与えられた上で」とは、個人情報の収集目的等についてあらかじめ理解できる状況にあることを意味し、具体的には、収集時に収集目的等について口頭で説明を受けること、個人情報の届出書、申告書等に収集目的等が明示されていること、就業規則等において収集する個人情報の処理のあり方が明示されていること等が考えられる。

意思表示のあり方については、口頭によるもの、文書への署名、押印等によるものなど様々であり、個人情報の収集等の手続きにおいて反対の意思表示を行わないなどの黙示的方法によるものも含まれ得るが、保護の必要性が高い場合には、文書にとどめる等の明示的な方法によることが望ましい。